

スポーツ健康学部 スポーツ健康学科（29生）

「必」は必修科目、「選」は選択科目

◇印は NGU 教養スタンダード科目（卒業要件科目）

◆印は学部・学科の専門科目（卒業要件科目）

印のない科目は教職課程科目（卒業要件に含まれず、履修制限単位数（24単位）を超えて履修することができる。GPAの数値にカウントされない。）

下線科目は教育実習前提条件科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

全免許状共通（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目	単位数		本学での授業科目	配当年次
	必	選		
日本国憲法	2		◇【教養】日本国憲法	1
体育	1		◇【教養】スポーツ初級 a	1
	1		◇【教養】スポーツ初級 b	1
外国語コミュニケーション	1		◇英会話 1	1
	1		◇英会話 2	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2		◇情報処理リテラシー	1

中学校教諭一種免許状（保健体育）取得のための授業科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数		本学での授業科目	配当年次
		必	選		
教科に関する専門的事項	体育実技	1		◆スポーツ実技1（器械運動）	1
		1		◆スポーツ実技2（陸上）	1
		1		◆スポーツ実技3（水泳）	1
		1		◆スポーツ実技4（サッカー）	1
		1		◆スポーツ実技7（バレーボール）	2
		1		◆スポーツ実技9（柔道）	3
		1		◆スポーツ実技A（体づくり運動）	1
		1		◆スポーツ実技C（ダンス）	2
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	2		◆スポーツ原理	1
		2		◆スポーツ心理学	2
		2		◆スポーツ経営論	3
		2	2	◆コーチング学	2
		2		◆スポーツ社会学	2
		2		◆バイオメカニクス	2
		2	2	◆スポーツ健康トレーニング論1	2
		2	2	◆測定評価（保健統計含む）	2
	生理学（運動生理学を含む。）	2		◆スポーツ生理学	1
		2		◆からだのつくり・はたらき	1
	衛生学・公衆衛生学	2		◆衛生学・公衆衛生学	2
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2		◆学校保健Ⅰ（小児保健・精神保健含む）	3
2			◆学校保健Ⅱ（学校安全・救急処置含む）	3	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	2		<u>保健体育科教育法1</u>	2	
	2		<u>保健体育科教育法2</u>	2	
	2		<u>保健体育科教育法3</u>	3	
	2		<u>保健体育科教育法4</u>	3	
必修科目を含み、計36単位以上修得 （28単位を超える単位数については、「大学が独自に設定する科目」に充当することができる。）					

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数		本学での授業科目	配当年次
		必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2		◇教育原理	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2		◇教職論	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2		◇教育制度論	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2		◇教育心理学概論1	1
		2		◇教育心理学概論2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1		特別支援教育概論	3
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2		教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	2		◇道徳教育論	2
	総合的な学習の時間の指導法	2		総合的な学習の時間の指導法	2
	特別活動の指導法	2		◇特別活動論	2
	教育の方法及び技術	2		教育方法論	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2		◇教育とICT活用	2
	生徒指導の理論及び方法	2		◇生徒・進路指導論	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2		◇教育相談	2	
教育実践に関する科目	教育実習	1		教育実習事前事後指導	4
		4		教育実習B	4
	教職実践演習	2		教職実践演習（中・高）	4
必修科目計34単位修得 （27単位を超える単位数については、「大学が独自に設定する科目」に充当することができる。）					

（3） 大学が独自に設定する科目（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数		本学での授業科目	配当年次
	必	選		
		2	◆スポーツ教育論	1
		2	◆こども体育	2
		2	◆学校体育指導演習	3
		2	学校インターンシップⅠ	2
		2	学校インターンシップⅡ	3
		2	介護等体験	3
「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」からの 充当単位を含めて、計4単位以上修得				

高等学校教諭一種免許状（保健体育）取得のための授業科目

（1）教科及び教科の指導法に関する科目（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数		本学での授業科目	配当年次
		必	選		
教科に関する専門的事項	体育実技	1		◆スポーツ実技1（器械運動）	1
		1		◆スポーツ実技2（陸上）	1
		1		◆スポーツ実技3（水泳）	1
		1		◆スポーツ実技4（サッカー）	1
		1		◆スポーツ実技7（バレーボール）	2
		1		◆スポーツ実技9（柔道）	3
		1		◆スポーツ実技A（体づくり運動）	1
		1		◆スポーツ実技C（ダンス）	2
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	2		◆スポーツ原理	1
		2		◆スポーツ心理学	2
		2		◆スポーツ経営論	3
		2	2	◆コーチング学	2
		2		◆スポーツ社会学	2
		2		◆バイオメカニクス	2
		2	2	◆スポーツ健康トレーニング論1	2
		2	2	◆発育発達とスポーツ ◆測定評価（保健統計含む）	2
	生理学（運動生理学を含む。）	2		◆スポーツ生理学	1
		2		◆からだのつくり・はたらき	1
	衛生学・公衆衛生学	2		◆衛生学・公衆衛生学	2
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2		◆学校保健Ⅰ（小児保健・精神保健含む）	3
2			◆学校保健Ⅱ（学校安全・救急処置含む）	3	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	2		<u>保健体育科教育法1</u>	2	
	2		<u>保健体育科教育法2</u>	2	
	2		<u>保健体育科教育法3</u>	3	
	2		<u>保健体育科教育法4</u>	3	
必修科目を含み、計 36 単位以上修得 （24 単位を超える単位数については、「大学が独自に設定する科目」に充当することができる。）					

（2）教育の基礎的理解に関する科目等（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数		本学での授業科目	配当年次
		必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2		◇教育原理	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2		◇教職論	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2		◇教育制度論	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2		◇教育心理学概論1	1
		2		◇教育心理学概論2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1		特別支援教育概論	3
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2		教育課程論	2
相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育	総合的な探究の時間の指導法	2	総合的な学習の時間の指導法	2
		特別活動の指導法	2	◇特別活動論	2
		教育の方法及び技術	2	教育方法論	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2	◇教育とICT活用	2
		生徒指導の理論及び方法	2	◇生徒・進路指導論	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	◇教育相談	2
教育実践に関する科目	教育実習	1		教育実習事前事後指導	4
		2		教育実習A ○	4
		4		教育実習B ○	4
		2		教職実践演習（中・高）	4

必修科目、選択必修科目を含み、計30単位以上修得
 （23単位を超える単位数については、「大学が独自に設定する科目」に充当することができる。）
 ○印の科目の中から1科目を選択必修
 （高校免許状のみ取得予定者は「教育実習A」、中学校免許状取得予定者は「教育実習B」を選択）

（3）大学が独自に設定する科目（スポーツ健康学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数		本学での授業科目	配当年次
	必	選		
		2	◆スポーツ教育論	1
		2	◆こども体育	2
		2	◆学校体育指導演習	3
		2	◇道徳教育論	2
		2	学校インターンシップⅠ	2
		2	学校インターンシップⅡ	3
「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」からの 充当単位を含めて、計12単位以上修得				